

施策名	目標7－2 水俣病対策											担当部局名	環境保健部 企画課 特殊疾病対策室					
施策の概要	「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法(平成21年7月公布・施行)」等に基づき、水俣病被害者の救済、水俣病発生地域の医療・福祉対策及び再生・融和・振興施策を推進するほか、水俣病に関する総合的研究を行うなど、関係者の皆様からの御意見・御要望を伺い、信頼関係を育みながら水俣病対策を前進させるための施策を実施する。 ※「公害健康被害の補償等に関する法律」に基づく水俣病にかかる補償給付については7－1に記載。											政策評価実施予定時期	令和7年8月	政策評価実施時期				
達成すべき目標	水俣病被害者の救済、水俣病発生地域の医療・福祉の充実と再生・融和・振興の推進等を通じ、水俣病問題の最終解決を図り、すべての水俣病被害者が地域社会の中で安心して暮らしていける環境をつくる。											政策体系上の位置付け	7. 環境保健対策の推進					
施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	第六次環境基本計画(令和6年5月21日閣議決定) 「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」及び同法に基づく「救済措置の方針」																	
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	達成					
					R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度							
1 水俣病被害者に対する療養費の支給 (支給額・百万円)	－	－	水俣病被害者に対する療養費を着実に支給	－	－	－	－	－	－	－	－	・水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法に基づく救済措置の方針に従い、円滑に救済策を実施するために必要な措置及び医療費・療養手当の支給を行っている。 ・水俣病被害者の救済を行うためには、予算事項の大部分を占める水俣病被害者に対する療養費の支給を確実に行うことが必要であるため、その支給額を測定指標として設定した。指標の性質上、目標値は設定できない。						
2 水俣病に関する総合的研究について、外部評価委員会における全研究の総合評価点(5点満点)の平均	－	－	3	－	3	3	3	－	－	－	－	・水俣病に関する総合的研究において、毎年度質の高い研究を実施して成果を積み重ねていくことにより、メチル水銀が人の健康に与える影響に関する科学的知見が充実すると考えられるため、各年度の全研究の総合評価点の平均を測定指標として設定した。						
					3.5	3.6	3.7	－	－	－	－							
達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)			関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)			関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)			関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	
(1) 水俣病対策事業 (昭和48年度)	1、2	4960	(5) －			－	－	(9) －			－	－	(13) －			－	－	
(2) 【8-6再掲】 国立水俣病総合研究センター (昭和53年度)	－	4984	(6) －			－	－	(10) －			－	－	(14) －			－	－	
(3) －	－	－	(7) －			－	－	(11) －			－	－	(15) －			－	－	
(4) －	－	－	(8) －			－	－	(12) －			－	－	(16) －			－	－	

	評価結果	目標達成度 合いの 測定結果	(各行政機関共通区分)				
			(判断根拠)				
		目標達成が 出来なかつ た要因、そ の他施策の 課題等					
		次期目標等 への 反映の方向 性	【施策】				
		【測定指標】					
	学識経験を有する者の 知見の活用				SDGs目標との関係	【主な目標】	
						【副次的効果が期待される目標】	
	政策評価を行う過程 において使用した資 料その他の情報						